岡山市廃棄物発電電力活用事業

質問と回答

岡山市ゼロカーボン推進課

NO	質　　問	回　　答
1	託送料金等の改定時の取扱いについて 該当箇所： 仕様書 p2 第２章第１節10(6)、p7 第２章第２節７(4)、 【資料１】電力需給契約書（案）p3 第２条第２項、 【資料２】電力売却契約書（案）p1 第２条第２項 契約期間中に一般送配電事業者の託送供給等約款が改定され、託送料金・発電側課金の単価が変更された場合、自己託送電力量料金単価及び余剰電力購入単価を改定後の単価に応じて変更することは可能でしょうか。 不可の場合、【資料１】第２条第２項の「経済情勢の著しい変化その他予期することのできない特別の事情」に該当し得るか、ご見解をお示しください。	電力需給契約書（案）第２条第２項及び電力売却契約書（案）第２条第２項に記載のとおりです。 なお、「経済情勢の著しい変化その他予期することのできない特別の事情」に該当するかについては、個別の状況に応じて判断します。
2	入札（見積）書の金額欄の記載方法について 該当箇所：入札説明書 p2 ２(2)、様式１－１ 入札（見積）書の金額欄に関して、金額の頭に「￥」マークは必要でしょうか。また、入札金額がマイナスとなる場合（入札説明書２(2)により金額の頭書に「△」を記載）は、「△」と「￥」の記載順をご教示ください。	「￥」マークは必須ではありませんし、マイナス金額を記載する場合の「△」と「￥」の記載順に定めはありませんが、金額に誤解が生じないよう記入してください。
3	入札（見積）書の日付について 該当箇所：様式１－１ 入札（見積）書に記入する日付は、開札日（令和８年11月20日）で問題ないでしょうか。	日付の指定はありません。記入される日付にしてください。
4	内封筒の要否について 該当箇所：入札説明書 p2 ３(1)(3) 入札書郵送用指定封筒（青色）の中に、さらに内封筒を用意して入札（見積）書及び入札内訳書を封入する必要はございますか。	別途内封筒を用意する必要はありません。
5	封印の要否について 該当箇所：入札説明書 p2 ３(3) 封印は必要でしょうか。必要な場合は、使用する印鑑と押印する箇所をご教示ください。	封印の必要はありません。
6	請求方法について 該当箇所：仕様書 p4 第２章第１節18 仕様書では「請求は月ごとの一括請求」とし、「当該月の電気料金の総額を記載した適格請求書に加えて、需要施設ごとの電気料金及び税額を確認できる内訳書を添付」することとされています。 一括請求とは、需要施設ごとに個別の請求書を作成し、それらを取りまとめて月１回まとめて発行する（１つの請求書様式に集約しない）方法でもよいと理解してよろしいでしょうか。	仕様書第２章第１節18に記載のとおり、「当該月の電気料金の総額を記載した適格請求書」に加えて、「需要施設ごとの電気料金及び税額を確認できる内訳書を添付」して提出してください。なお、内訳書については、積算内容（契約電力、使用電力量、料金単価等）が確認できるものであれば、様式等は問いません。